



重要事項説明書
契約書
個人情報使用同意書

合同会社 VOICE
ケアマネワークス VOICE

居宅介護支援 重要事項説明書

1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏 名	山本 真一
-----	-------

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名	合同会社 VOICE
所在地	高松市川島東町562番地3
連絡先	087-880-9504
代表者名	山本 真一

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	ケアマネワークス VOICE
所在地	高松市川島東町562番地3
連絡先	087-880-9504
事業所番号	3770111981
管理者名	山本 真一

(2) 営業日及び営業時間

営業日	平日：月～金
営業時間	08：30～12：00 13：00～17：30

※土日曜・祝日・盆（8/13～8/15）・年末年始（12/28～1/3）は休み

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1	1	管理者兼務
介護支援専門員	0	0	
事務職員	0	0	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	高松市、木田郡、さぬき市
---------------	--------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者その心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容
-------	--

	等の計画を作成する。
運 営 の 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法令の遵守 ・公正中立な居宅介護支援の提供 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことが出来るように居宅サービス計画の作成を行うなど

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

ア セ ス メ ン ト	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サ ー ビ ス 調 整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケ ア プ ラ ン 作 成 ・ 変 更	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。状況に応じて、合意の上、ケアプランの変更を行います。
サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モ ニ タ リ ン グ	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。

□	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
□	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
□	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 見守りや家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 近隣住民とのトラブル対応 ● 金銭管理 ● 介護保険以外の行政の手続き
-----------------	---

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費 (I) (地域区分 1 単位 : 10.21 円)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 45 件未満	1086 単位	1411 単位
居宅介護支援 (ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件未満	544 単位	704 単位
居宅介護支援 (iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件以上	326 単位	422 単位

(2) 加算

加算名称	料金(単位数)	算定要件
------	---------	------

初 回 加 算	300 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合 	
入院時情報連携加（Ⅰ）	250 単位/月	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	450 単位/回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2回	600 単位/回	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	600 単位/回	
	連携 2回	750 単位/回	
	連携 3回	900 単位/回	
緊急時等居宅カンファレンス 加算	200 単位/回	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合	
通院時情報連携加算	50 単位/回	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	
ターミナルケアマネジメント 加算	400 単位/月	① 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる	

		<p>体制を整備</p> <p>②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと</p> <p>③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供</p>
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位/月	<p>質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1ヶ月につき）</p>
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位/月	
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位/月	
特定事業所加算（A）	114 単位/月	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合

(3) 減算

減算名称	料金(単位数)	算定要件
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
同一建物減算	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントは所定単位の95%を算定する	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者をケアマネジメントした場合 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(上記を除く)に居住する利用者をケアマネジメントした場合

(4) その他

交通費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。実施地域を越えてから片道おおむね10キロメートル未満(370円)、実施地域を越えてから片道おおむね10キロメートル以上(1キロ毎100円)。
-----	---

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	山本 真一
連絡先	087-880-9504

(2) その他の相談窓口

高松市介護保険課	087-839-2326
----------	--------------

8 契約の解約

この契約は利用者の方から解約を希望する場合は14日前までに書面による申し出があれば解約することが出来ます。

9 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

10 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

12 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることが出来ます。居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
-----------	--

13 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催

- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	山本 真一
-------------	-------

1 4 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 5 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (2) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (3) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	山本 真一
--------------	-------

1 6 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

居宅介護支援 利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と_____（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定が有効である期間の満了日までとします。ただし、契約満了日までに利用者が事業者に対して書面による契約解除の通知を行わない場合、本契約は自動的に更新されます。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に基づく介護支援専門員（ケアマネジャー）を、利用者のサービス担当者として任命します。担当者の選定又は交代を行った場合は、利用者にその担当者の名前を書面でお知らせします。また、ケアマネジャーは、利用者やその家族の意向を考慮しながら、公正中立にケアマネジメントを実施します。

（居宅介護支援の範囲）

第4条 本契約に基づくケアマネジャーが行う居宅介護支援の範囲は、重要事項説明書の「居宅介護支援の内容」に従い提供されます。

（1） 居宅サービス利用等に関する相談支援

利用者が必要とする居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

（2） アセスメント

介護支援専門員は、利用者の自宅等を訪問し、利用者と面接を行います。この面接を通じて、利用者の心身の状況、利用者が望む生活や自立した日常生活を送るために直面している課題等を把握（以下、「アセスメント」といいます）します。

（3） サービス調整

アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。居宅サービス計画書に位置付ける介護サービス事業所は、複数の事業所の紹介を求め

ることができます。

(4) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

介護サービス等を利用するための居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」といいます）を作成します。居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(5) モニタリング

少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認（以下、「モニタリング」といいます）します。

(6) ケアプランの変更

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

(7) 給付管理

ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 要介護認定の申請に係る援助

利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、利用者に関するサービスの実施記録を閲覧することができます。

3 利用者は、利用者本人に関連するサービス実施記録の写しを受け取ることができます。

(料金)

第6条 要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第7条 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者に対して、希望する日の14日前までに文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

(事業所からの契約解除)

第9条 事業者は、次の事由に該当した場合は、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (2) 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (3) 利用者又はその家族が、事業者及びケアマネジャーに対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為や背信行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び介護支援専門員は、本契約による居宅介護支援を提供するにあたって知り得た利用者等の秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、居宅介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第12条 ケアマネジャーは、常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者またはその家族からの要求があった場合には、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、居宅介護支援や居宅サービス計画に基づくサービスに関連する要望や苦情に、速やかに対応します。苦情・相談の対応窓口については、重要事項

説明書に記載されているとおりです。

(善管注意義務)

第14条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します

(本契約に定めのない事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関して訴訟が必要となる場合、利用者と事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所として事前に合意します。

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

----- 記 -----

1. 使用する目的

- (1) 事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- (2) 医療機関及びサービス事業者、保険者等との連絡調整に必要となる場合
- (3) 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- (4) その他事業所が実施する業務において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- (1) 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 情報共有に使用する通信手段

適切と認める通信手段（電話・FAX・テレビ電話・メール等）を用いて、医療機関及びサービス事業者、保険者等との情報共有を図る。

4. 個人情報の内容（例示）

- (1) 氏名、住所、健康状態、家族状況その他一切の利用者や家族及び主介護者等に関する情報
- (2) 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- (3) その他の情報

5. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

※個人情報とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

居宅介護支援を利用するにあたり、重要事項説明書、契約書、および個人情報使用同意書の説明を受け、同意の上で契約を締結します。これを証するため、本書を 2 通作成し、利用者および事業者が署名の上、各自 1 通を保有するものとします。

契 約 締 結 日	年 月 日
-----------	-----------------------------

事 業 者	
法 人 名	合同会社 VOICE
代 表 者 名	山本 真一
事 業 所 名	ケアマネワークス VOICE
説 明 者	山本 真一

利 用 者	
氏 名	印
住 所	

代 理 人	
氏 名	印 続柄 ()
住 所	

家 族 代 表	
氏 名	印 続柄 ()
住 所	